

- 4.①定額リボ払いの月々の弁済金の額の具体的算定例は下記の通りとなります。
(例)当月締切日の利用残高が50,000円の場合の算定例。(短期コースの場合)

弁済金	10,000円 (第29条2.①の短期コースの表による)
内訳 / 手数料充当分	50,000円×14.52%×1/12=605円
内訳 / 元充当分	10,000円-605円=9,395円

②2回払いの支払総額の具体的算定例は下記の通りとなります。
(例)6月1日に現金販売(提供)価格50,000円(消費税込)の商品を2回払い(手数料率【実質年率10.0%】で購入された場合の具体的算定例。

第1回お支払い(7月3日)		第2回お支払い(8月3日)	
分割支払金	25,000円……①	分割支払金	25,000円……②
内手数料	0円	内手数料	0円
内元金	25,000円	内元金	25,000円
支払後残元金	50,000円-25,000円=25,000円	支払後残元金	25,000円-25,000円=0円

※支払総額は、①+②=50,000円となります。

- ③ボーナス一括払いの支払総額の具体的算定例は下記の通りとなります。
(例)6月1日に現金販売(提供)価格50,000円(消費税込)の商品をボーナス一括払い(手数料率【実質年率10.0%】で購入された場合の具体的算定例。

お支払い(8月3日)	
分割支払金	50,000円……①
内手数料	0円
内元金	50,000円
支払後残元金	50,000円-50,000円=0円

※支払総額は、①=50,000円となります。

- 5.リボリング払いの残高の全部を一括して返済していただく場合(早期返済)は、当該利用残高と手数料を合算してお支払いいただきます。この場合の手数料は、第3項①により算定します。

- 6.第1項にかかわらず、正会員は、以下の方式で、カードショッピング利用代金の支払い方法を定額リボリング払いに指定することができます。ただし、いずれの場合でも、カードキャッシング、その他当社が指定するものには適用されません。なお、①の場合、ご利用可能枠は「割賦枠」の範囲内となり、②の場合、変更できる範囲は「割賦枠」の範囲内となります。また、①の場合、当社が特別に認めたPASMOオートチャージサービス、ETC等の利用代金については「割賦枠」を超えてもショッピング総利用可能枠内であれば、1回払いとして利用できるものとします。
- ①正会員が申し出、当社が認めた場合、以後のカードショッピング利用代金の支払いをすべて定額リボリング払いとする方式。
 - ②当社が別途定める期日までに正会員が申し出、当社が認めた場合、別の支払い方法を指定したカードショッピング利用代金を定額リボリング払いに変更する方式。

第30条(見本・カタログ等と現物の相違による売買契約の解除等)

会員は、見本・カタログ等により申込みをした場合において、引き渡された商品または提供された役務・権利(以下「商品等」という)が見本・カタログ等と相違している場合は、販売店に商品等の交換を申し出るかまたは売買契約の解除ができるものとします。

第31条(支払停止の抗弁)

- 1.会員は、カードショッピングの定額リボリング払い、2回払い、ボーナス一括払いにより購入もしくは提供を受けた商品、権利、役務について、下記の事由があるときは、その事由が解消されるまで、当該理由の存する商品等について、支払いを停止することができるものとします。
- ①商品等の引渡しが行われないこと。
 - ②商品等に破損、汚損、故障その他の瑕疵があること。
 - ③その他、商品等の販売について、加盟店に対して生じている事由があること。

- 2.当社は、会員が前項の支払いの停止を行う旨を当社に申し出たときは、直ちに所要の手続きをとるものとします。

- 3.会員は、第2項の申し出をするときは、予め上記の事由の解消のため、加盟店と交渉を行うよう努めるものとします。

- 4.会員は、第2項の申し出をしたときは、速やかに上記の事由を記載した書面(資料がある場合には当該資料添付の)を当社に提出するよう努めるものとします。また、当社が上記の事由について調査する必要があるときは、会員もその調査に協力するものとします。

- 5.第1項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、支払いを停止することはできないものとします。

- ①売買契約が会員にとって商行為(連鎖販売個人契約・業務提供誘引販売個人契約に係るものを除く)であるとき

- ②定額リボリング払いによる1回のカード利用に係る現金価格の合計が38,000円に満たないとき

- ③2回払い、ボーナス一括払いの場合で、1回のカード利用に係る支払総額が4万円に満たないとき

- ④提携先国外加盟店でカードを利用したとき

- ⑤割賦販売法に定める指定権利以外の権利に係るカードショッピング利用代金であるとき

- ⑥会員による支払いの停止が信義に反すると認められたとき

第3章 カードキャッシング条項

第32条(カードキャッシングの利用資格者)

当社が行うカードキャッシングサービスの利用資格者は正会員とし、家族会員は利用できません。

第33条(カードキャッシングの利用)

正会員は、次の方法によりカードキャッシングを利用することができます。(利用金額は10,000円単位)

- ①当社の指定する提携先の現金自動貸出機(CD)または、現金自動預入支払機(ATM)を使用する方法。

- ②その他当社所定の方法。

第34条(カードキャッシングの弁済金の算定方法等)

- 1.カードキャッシングの弁済金の支払い方法は、定額リボリング払い(残高スライド式)または1回払いとし、会員が、利用の都度、指定した方法によるものとします。

- 2.カードキャッシングの弁済金は、次の基準で算定した金額とします。

- ①定額リボリング払い(残高スライド式) 毎月の弁済金は第3項に定める利息を含み、次表によるものとし、約定支払日にお支払いいただきます。支払いは、会員が入会申込時または変更届により指定したコースとなります。ただし、当社が支払いは、指定する場合があります。

■長期コース

融資金残高	50,000円まで	50,001円から200,000円まで	200,001円から300,000円まで
弁済金	5,000円	10,000円	15,000円

■短期コース

融資金残高	100,000円まで	100,001円から200,000円まで	200,001円から300,000円まで
弁済金	10,000円	20,000円	30,000円

- ②1回払い…当該利用残高の総額と、第3項により算定される利息の合計額とし、約定支払日一括してお支払いいただきます。

- 3.利息は、融資金残高に対して実質年率17.95%を乗じた金額とします。(ただし、1年を365日として日割計算による)なお、第1回返済時の利息は、融資実行日から返済日までの日割計算とします。また利息の利率は金融情勢等により変更する場合があります。(この場合は変更前の融資金残高に対しても新利率が適用されます)

- 4.当社は、会員がカードキャッシングを利用した場合、貸金業法第17条第1項にもとづく記載事項をお知らせする書面を、ご利用の都度、ご利用代金明細書とは別に、郵送により交付いたします。ただし、すでにカードキャッシングのご利用残高がある場合は当該書面を交付後、新たなご利用または返済があった場合、当該書面の記載事項のうち返済期間、返済回数、返済期日、返済金額は変動することがあります。

第35条(繰上返済)

会員は次の方法によりカードキャッシングの残高の繰上返済ができるものとします。なお、支払い方法は当社指定の方法によるものとします。

- ①カードキャッシングの残高の一部を繰上げて返済いただく場合は、前回の返済日の翌日(第1回の返済日が未到来の場合は融資実行日)より当該返済日までの利息(第34条第3項により算定する)を含んだ弁済金として取り扱います。

- ②カードキャッシングの残高の全部を一括して返済していただく場合は、当該残債と利息を合算してお支払いいただきます。この場合、利息は前回の返済日の翌日(第1回の返済日が未到来の場合は融資実行日)より当該返済日までの日割計算とし第34条第3項により算定します。

【当社が契約する貸金業務にかかる指定紛争解決機関】

日本貸金業協会 貸金業相談センター
〒108-0074 東京都港区高輪3丁目15番15号 TEL. 03-5739-3861

【お問い合わせ・相談窓口】

- (1)商品等についてのお問い合わせ、ご相談はカードをご利用された東武百貨店および加盟店にご連絡ください。

- (2)本規約についてのお問い合わせ、ご相談ならびに支払停止の抗弁に関しては下記にご連絡ください。

- (3)個人情報の開示・訂正・削除等の会員の個人情報に関するお問い合わせは下記にご連絡ください。

- (4)宣伝印刷物の送付等についてのお問い合わせに関しては下記にご連絡ください。

株式会社 東武カードビジネス サービス担当
東京都豊島区西池袋1丁目1番25号 〒171-0021 TEL. 03-5396-6561
登録番号 関東財務局長(6)第01271号
包括信用購入あっせん業者登録番号 関東(包)第84号

東武カードPASMO特約

第1条(名称)

本カードは、株式会社東武カードビジネスと株式会社パスモの2社(以下「両社」という)が提携し、所定の方法で発行するもので、カードの名称は「東武カードPASMO」と称します。

第2条(会員資格)

「東武カードPASMO」は、株式会社東武カードビジネスが定める東武カード会員規約、両社が定める本特約、および株式会社パスモが定めるPASMO取扱規則およびオートチャージサービス取扱規則に同意した方(以下「会員」といいます)に発行されます。

第3条(契約の成立・カードの貸与)

- 1.「東武カードPASMO」に東武カードを返す契約は、会員に対して、両社が「東武カードPASMO」の利用を認めたときに成立します。

- 2.「東武カードPASMO」の発行は、個人の方のみとします。

- 3.「東武カードPASMO」は、東武カード会員規約に定める正会員を対象として発行します。

- 4.「東武カードPASMO」の所有権は、両社に帰属し、会員に対し貸与するものとします。

第4条(有効期限)

「東武カードPASMO」は、両社が認めたときに有効期限が更新されるものとします。会員は旧カード、新カードおよびPASMO取扱規則に定める必要書類をPASMO取扱規則に定める事業者の指定箇所に持参し、PASMO機能を旧カードから新カードへ移行させる手続きを行うものとします。

第5条(盗難・紛失・カード障害時の取扱い・再発行)

「東武カードPASMO」の盗難・紛失・障害等が発生した場合、会員は株式会社東武カードビジネスおよびPASMO取扱規則に定める事業者の指定箇所の双方に申し出るものとし、両社が新カードを再発行します。また、盗難・紛失の場合は、最寄りの警察署への届出も行つものとします。

会員は、新カード(カード障害時においては新旧両カード)およびPASMO取扱規則に定める再発行整理票その他PASMO取扱規則に定める必要書類をPASMO取扱規則に定める事業者の指定箇所に持参し、新カードへのPASMO機能の再発行を行うものとします。なお、クレジットカード機能の再発行手数料は東武カード会員規約に定め、PASMO機能の再発行手数料はPASMO取扱規則によるものとします。

第6条(届出事項の変更)

会員が両社に届け出た事項について変更があった場合には、株式会社東武カードビジネスに申し出るほか、PASMO取扱規則に定める手続きに従い、同規則に定める事業者の指定箇所に「東武カードPASMO」を持参するうえ、申し出るものとします。さらに、両社から新カードを発行された場合には、会員は旧カード、新カードおよびPASMO取扱規則に定める必要書類をPASMO取扱規則に定める事業者の指定箇所に持参し、PASMO機能を旧カードから新カードへ移行させる手続きを行うものとします。

第7条(会員資格の喪失)

1.会員は以下の各号に該当する場合には、「東武カードPASMO」の会員資格を喪失するものとします。なお、「東武カードPASMO」の会員資格喪失および会員資格喪失に伴うオートチャージサービスの退会による会員の損害に対し、両社はその責めを負いません。

- (1)両社に定めに違反した場合

- (2)株式会社東武カードビジネスがクレジットカード機能の会員資格を喪失した場合

- (3)株式会社パスモがオートチャージサービスの会員資格を取り消した場合

- (4)会員がクレジットカード機能の退会を申し出た場合

- (5)会員が「東武カードPASMO」のPASMO機能を払いもどした場合

- (6)「東武カードPASMO」のPASMO機能を、PASMO取扱規則に定める手続きにより記名PASMOへ移行させた場合

- (7)会員のPASMOがPASMO取扱規則に定める無効または失効状態となった場合

- (8)会員が「東武カードPASMO」を所定の期間受領しない場合(ただし、第4条から第6条により両社が発行した新カードを受領しない場合はPASMO取扱規則に定める失効期間が経過した後、PASMO機能は失効するものとします)

- 2.前項第2号から第4号に該当した場合、会員はPASMO取扱規則に定める手続きに従い、同規則に定める事業者の指定箇所に速やかに「東武カードPASMO」を持参するうえ、「東武カードPASMO」のPASMO機能を記名PASMOに移し替える必要があります。

- 3.会員は「東武カードPASMO」のオートチャージサービス機能のみを解約することはできません。

- 4.会員資格を喪失したときの「東武カードPASMO」の取扱いについては、東武カード会員規約の定めによります。

- 5.「東武カードPASMO」のPASMO機能について、本条第1項第5号もしくは第6号の処理を行う前に「東武カードPASMO」を株式会社東武カードビジネスに返却した場合、PASMOのバリュー等を返却することはできません。

第8条(インプリンター加盟店での制限事項)

会員は、「東武カードPASMO」をインプリンター加盟店(カードの凹凸を利用して売上票に印字を行う加盟店)で利用することはできません。

第9条(個人情報の提供)

- 1.会員は、次の各号の個人情報を、下記利用目的のために、株式会社東武カードビジネスが株式会社パスモに提供することに同意するものとします。

- (1)オートチャージサービスにかかわる利用代金の決済を行うためのクレジットカード会員番号および有効期限

- (2)東武カードPASMO/「東武カードPASMO」にかかわるオートチャージサービスを含む)にかかわる通知、案内の送付および株式会社パスモから「東武カードPASMO」に関して連絡するの住所

- (3)第4条から第6条により両社が発行する新カードのPASMOに記録するための会員の氏名、性別、生年月日および会員の電話番号

- 2.会員が前項に同意しない場合、株式会社パスモは、会員の「東武カードPASMO」を発行することができません。

第10条(株式会社パスモでの個人情報の取扱い)

1.会員希望者が「東武カードPASMO」の発行(東武カードPASMO)にかかわるオートチャージサービス申込みを含む。以下同じ)のために提出した個人情報の取扱いは株式会社パスモが定めるPASMO取扱規則およびオートチャージサービス取扱規則の定めによります。

- 2.株式会社パスモは、前項第1項により取得した個人情報の取扱い、同項各号に定める利用目的のほか、株式会社パスモが定めるPASMO取扱規則およびオートチャージサービス取扱規則の定めによります。

第11条(適用範囲)

本特約に定める事項は、東武カード会員規約、PASMO取扱規則およびオートチャージサービス取扱規則、その他、両社の定める規定を適用するものとします。

第12条(本特約の改定)

本特約が改定され、その改定内容が会員に通知もしくは公表された後に、会員が「東武カードPASMO」を利用したときは、会員はその改定を承認したものとみなします。

(2008年3月14日)

個人情報の取り扱いに関する同意条項

第1条(個人情報の収集・保有・利用)

- 1.会員および入会を申込まれた方(以下「会員等」という)は、本契約(本申込を含む株式会社東武カードビジネスとのクレジットカード発行契約をいう。以下同じ)を含む当社との取引の情報と並びおよび与信後の管理(以下「与信業務」という)を行うため、取引の情報(以下で収集・利用すること個人

同意します。

- ①所定の申込書に会員等が記載した会員等の氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、勤務先、家族構成、住居状況等および会員等が申込書以外で当社に申告した事項および東武カード会員規約第16条にもつき届け出た事項

- ②本契約に関する申込日、契約日、商品名、契約額、支払回数、利用可能枠等、会員等と当社の契約に関する事項

- ③本契約に関する支払開始後の利用残高、月々の返済状況

- ④本契約に関する会員等の支払能力・返済能力を調査するためまたは支払途上における支払能力・返済能力を調査するため、会員等が申告した会員等の資産、負債、収入、支出、当社が収集したクレジット利用履歴および過去の債務の返済状況

- ⑤官報や電話帳等一般に公開されている情報

- ⑥本申込に際し、当社が会員等の運転免許証、パスポート等の提示を求め、記載内容を確認し記録すること、または写しを入手することにより得た本人確認をおこなった情報

- ⑦本申込に関する与信業務および本人確認のため、当社が必要と認めた場合には、会員等の住民票等を当社が取得し、利用することにより得た情報

- ⑧「犯罪による収益の移転防止に関する法律」を利用することによって、会員等の運転免許証、パスポート等によって本人確認を行った際に収集した情報

- 2.会員等は、当社がクレジットカード取引に係る基本的な機能(付帯サービスの提供のため、ポイントサービス規約にもとづく取引の情報を収集し、第1条第1項のうち①②の個人情報とともに利用することに同意し、)

- 当社が、本契約に関する債権管理業務の一部または全部を、当社の委託先企業に委託する場合には、当社が個人情報の保護措置を講じたうえで、第1条第1項により収集した個人情報を委託先企業に提供し当該委託先企業が受託の目的に限って利用することがあります。

- 4.当社が当社の事務(コンピュータ事務、代金決済事務等およびこれらに附随する事務等)を第三者に業務委託する場合には、当社が個人情報の保護措置を講じたうえで、第1条第1項および第2項により収集した個人情報を当該業務委託先に預託することがあります。

第2条(個人情報の利用)

- 1.会員等は、当社が下記の目的のために第1条第1項①②の個人情報およびポイントサービス規約にもとづく取引の情報を1項①②の個人情報とともに同意し、)

- ①当社の事業における新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス、催事、各種優待等のお知らせ

- ②当社の事業における市場調査、商品開発、催事計画

- ③当社の事業における宣伝物・印刷物の送付等の営業案内

- ④東武グループポイントサービスを提供する東武グループ各社、加盟店など当社以外の宣伝物、印刷物の送付等を外部から受託して行うこと

※なお、上記の当社の具体的な事業内容については、当社ホームページの掲載等によってお知らせいたします。

- 2.(共同利用)

- ①会員等は当社および東武(鉄道株)、(株)東武百貨店、(株)東武都宮百貨店、その他東武グループ各社(以下「東武グループ各社」という)が下記の利用目的のために、第1条第1項①②の個人情報およびポイントサービス規約にもとづく取引の情報を保護措置を講じたうえで共同して利用(以下「共同利用」という)することに同意します。

- ア.東武グループ各社の事業における新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス、催事、各種優待等のお知らせ

- イ.東武グループ各社の事業における市場調査、商品開発、催事計画

- ウ.東武グループ各社の事業における宣伝物・印刷物の送付等の営業案内

- エ.カードの機能、東武グループポイントサービスなどの付帯サービスの提供

※なお、上記の東武グループ各社の範囲およびその具体的な事業内容については、当社ホームページへの掲載等によってお知らせいたします。

- ②当社と東武グループは、第2条第2項①により共同利用する会員等の個人情報を厳正に管理し、会員等の個人情報の保護に十分注意を払うとともに、第2条第2項①に掲げる目的以外には利用しないものとします。個人情報

- ③第2条第2項①の個人情報の共同利用の期間は、原則として契約期間中および本契約終了日から1年間とします。

- ④本契約中あらたに共同利用会社が追加変更された場合には通知または当社ホームページ等で公表するものとします。

第3条(個人情報情報開への登録・利用)

- 1.当社が加盟する個人情報情報機関(個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者)および当該機関と提携する個人情報情報機関に照会し、会員等および当該会員等の配偶者の個人情報登録されている場合には、割賦販売法および貸金業法等により、会員等の支払能力・返済能力の調査のために、当社がそれを利用することに同意します。ただし、家族会員および家族会員として入会を申込まれた方については、本項の適用はありません。

- 2.会員等の本契約にもとづく個人情報、客観的な取引事実が、当社の加盟する個人情報情報機関の下表に定める期間登録され、当社が加盟する個人情報情報機関および当該機関と提携する個人情報情報機関の加盟会員により、会員等の支払能力・返済能力に関する調査のために利用されることに同意します。ただし、それ以外の目的には利用しません。また、家族会員および家族会員として入会を申込まれた方については、本項の適用はありません。

項目	会社名	株式会社シー・アイ・シー(CIC)
①本契約に係る申込みをした事実	当社が個人情報情報機関に照会した日から6ヶ月間	
②本契約に係る客観的な取引事実	契約期間中および契約終了後5年以内	
③債務の支払を延滞した事実	契約期間中および契約終了後5年間	

- 3.当社が加盟する個人情報情報機関の名称、所在地、問い合わせ電話番号は下記のとおりです。また、本契約期間中にあらたに個人情報情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。

(株)シー・アイ・シー
(割賦販売法にもとづく指定個人情報機関)
(貸金業法にもとづく指定個人情報機関)
〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウェスト15階
お問い合わせ先: 0120-810-414
ホームページアドレス: <http://www.cic.co.jp>

※(株)シー・アイ・シーの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

- 4.当社が加盟する個人情報情報機関(株)シー・アイ・シー)と提携する個人情報情報機関は、下記のとおりです。

- ①全国銀行個人情報センター
〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1
お問い合わせ先: 03-3214-5020
ホームページアドレス: <http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html>

※全国銀行個人情報センターの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

- ②(株)日本信用情報機構
(貸金業法にもとづく指定個人情報機関)
〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町41-1
お問い合わせ先: 0570-055-955
ホームページアドレス: <http://www.jicc.co.jp/>

※(株)日本信用情報機構の加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

- 5.上記3.に記載されている当社が加盟する個人情報情報機関に登録する情報は下記のとおりです。

(株)シー・アイ・シー
氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報、契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品およびその数量、回数・期間、支払回数等契約内容に関する情報、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払い状況に関する情報

第4条(個人情報の開示・訂正・削除)

- 1.会員等は、本申込および第3条で記載する個人情報情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。

- ①当社に開示を求める場合には、第7条記載の窓口または支店・営業所にご連絡ください。開示請求手続き(受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等)の詳細についてはお答えします。また、開示請求手続きにつきましては、当社のホームページに掲載等によってもお知らせしております。

- ②個人情報情報機関に開示を求める場合には、第3条記載の個人情報情報機関に連絡してください。

- 2.万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当社は、速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第5条(本同意条項に不同意の場合)

当